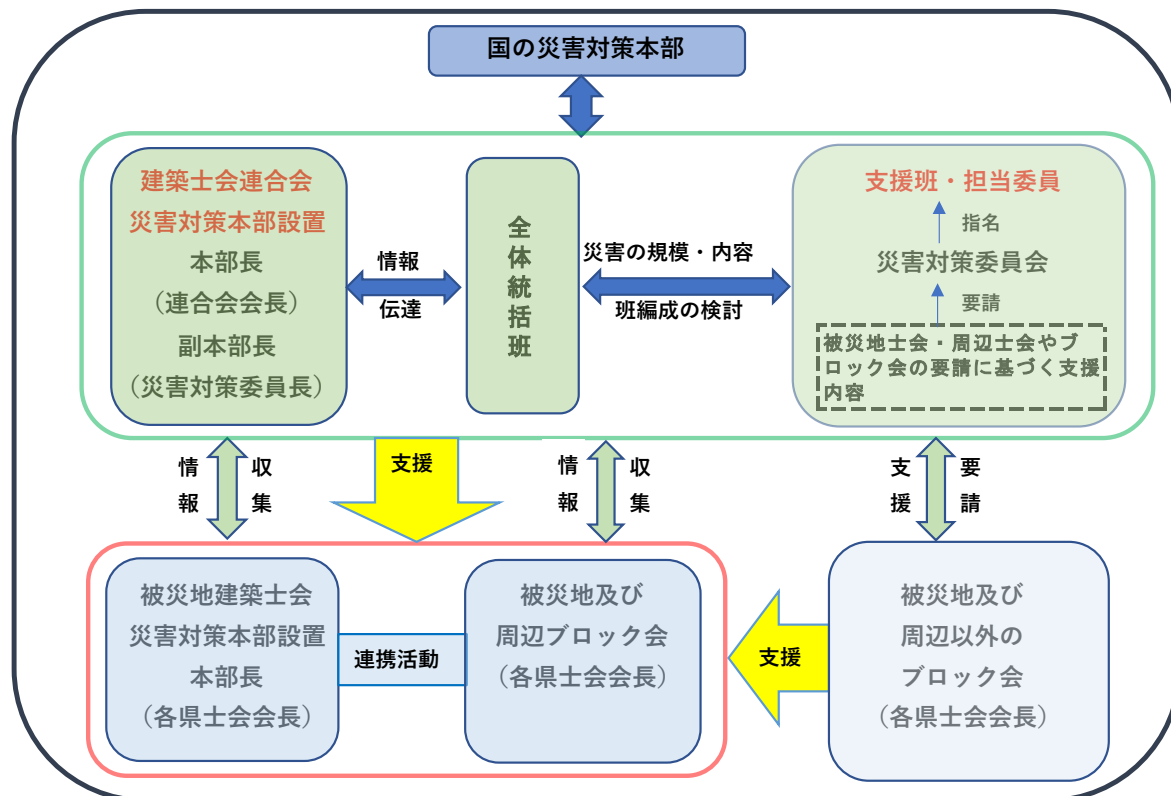


Ⅲ 建築士会連合会の災害対応行動フロー

● 発災直後 1週間（被災情報収集と体制整備）

- ① 建築士会連合会災害対策本部等の設置（全体統括班は、災害状況に応じて各支援班を組織する）
 - ・被災地建築士会及びブロック会との緊急連絡網の整備
 - ・被害情報（被害状況の把握）の収集と発信（国、被災市町村、被災士会及び支部）
 - ・災害対策委員会や防災まちづくり部会による会員からの情報収集と発信
- ② 被災地建築士会役員及び職員の動静確認
- ③ 被災士会やブロック会及び被災自治体からの被災状況収集と発信



● 発災後 1週間～1ヵ月（被災調査と応急活動支援）

- ④ 被災家屋や避難所の安全確認調査の各建築士会との調整（地震時：応急危険度判定調査）
- ⑤ 被災地建築士会へ災害対策委員会の派遣
- ⑥ 住家被害認定調査の調整
- ⑦ 被災家屋の応急修理制度や住宅相談講習の講師派遣・住宅相談の技術支援
 - ・他団体の連携活動（弁護士会・災害NPO団体・社会福祉協議会など）の調整支援
- ⑧ 文化財防災センター等と歴史的建造物被災状況を情報共有（ドクターチームの構築）

● 発災後 1ヵ月～6ヵ月（復旧活動への支援）

- ⑦ 住宅相談の技術支援
 - ・他団体の連携活動（弁護士会・災害NPO団体・社会福祉協議会など）の調整支援
- ⑨ ドクターチーム調査、修復の調整、支援
- ⑩ 被災家屋の修復や木造応急仮設住宅への技術情報支援
- ⑪ 復興住宅、災害公営住宅と共に復興まちづくりへの技術情報支援
- ⑫ 被災士会の復旧状況の収集と発信

● 発災後 6ヵ月～2年～（復興活動への支援）

- ⑨ ドクターチーム調査、修復の調整、支援
- ⑩ 被災家屋の修復や木造応急仮設住宅への技術情報支援
- ⑪ 復興住宅、災害公営住宅と共に復興まちづくりへの技術情報支援
- ⑫ 被災士会の復旧状況の収集と発信（被災士会の災害支援活動報告書の情報提供）